

議案第14号

城陽市企業立地促進条例の一部改正について

城陽市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

(2022年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市企業立地促進条例の一部を改正する条例

城陽市企業立地促進条例（平成14年城陽市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 略 (この条例の失効)	1 略 (この条例の失効)
2 この条例は、 <u>平成34年(2022年)3月31日</u> 限り、その効力を失う。 (失効後の経過措置)	2 この条例は、 <u>令和9年(2027年)3月31日</u> 限り、その効力を失う。 (失効後の経過措置)
3 略	3 略

附 則

この条例は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

提案理由

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例（平成13年京都府条例第40号）の一部が改正されることに伴い、企業の立地を促進し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、城陽市企業立地促進条例（平成14年城陽市条例第23号）の失効期日を5箇年延伸したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③

略